

○国立大学法人筑波技術大学情報システム運用リスク管理規程

平成21年3月18日
規程第10号

国立大学法人筑波技術大学情報システム運用リスク管理規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学情報システム運用基本方針（平成20年2月29日制定）及び国立大学法人筑波技術大学運用基本規程（平成20年規程第2号）（以下「ポリシー」という。）に基づき本学情報システムの運用におけるリスクを分析し、必要な対策を立て、情報セキュリティを確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、ポリシーの定めるところによる。

(リスク評価手順)

第3条 全学総括責任者は、情報資産の価値並びに脅威及び脆弱性を評価するための情報システム運用リスク評価手順を定める。

(リスク管理)

第4条 全学総括責任者は、全学実施責任者を含む各情報資産の管理者に対して、少なくとも年に一回、リスク管理を次の各号に従って実施し、その結果を報告するよう指示する。

- (1) 当該管理者は、自らが扱う情報資産について情報システム運用リスク評価手順に基づきリスク評価を行う。
- (2) 当該管理者は、評価結果に従い、リスクに対する事前の対策を必要とするものについてその具体策を定め、又はトラブルが発生した場合の具体的な対応について当該情報資産についてのインシデント対応手順を定める。対策を施さないと判断したものについても報告する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。